

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 10 期）策定 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、高砂市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 10 期）策定業務の受託事業者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定める。

1. 業務概要

（1）業務名

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 10 期）策定業務委託（以下「本業務」という。）

（2）業務目的

高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画（第 10 期）（以下「計画」という。）の策定にあたり、業務を円滑に進めることを目的として実施する。

（3）履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4）予算額（契約限度額）

令和 7 年度 6, 6 0 0, 0 0 0 円

令和 8 年度 3, 9 6 0, 0 0 0 円

※委託費の支払いは各年度末に行うため、内訳が分かるように提出すること。

2. 参加条件

（1）参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受託者の選定に参加することができる者は、法人又は法人がグループを構成する団体で次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 高砂市契約規則（平成 7 年高砂市規則第 3 号）第 20 条第 2 項に規定する指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 高砂市指名停止基準（平成 6 年高砂市訓令第 13 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- ⑦ 老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者福祉計画」及び、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」に関する業務実績を有すること。

- ⑧ 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑨ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第3者評価を受けた法人であること。

3. 選定方法

(1) 選定委員会の設置

受託者の選定のため、本業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価方法

選定委員会は以下の選定方法により選定する。

1次選考：提出書類の書類審査

2次選考：1次選考入選者に対し、プレゼンテーション及び選考委員の質疑により実施（プレゼンテーション 20 分程度、質疑 10 分程度）

4. 企画提案スケジュール

(1) 参加申込書、企画提案書、見積書等の提出

① 受付期間

令和7年6月3日（火）から令和7年6月20日（金）まで
（土・日・祝日を除く午前9時から午前12時、午後1時から午後5時まで）

② 受付場所

高砂市市民部保険年金室介護保険課
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

③ 提出方法

持参、郵送（簡易書留）又は宅配便により提出する（提出期限必着）。
宅配便で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。
※提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(2) 1次選考

令和7年6月下旬予定

(3) 2次選考（1次選考入選者によるプレゼンテーション）

令和7年7月10日（木）午後（予定）

※時間、場所の詳細は、後日連絡する。

※総括責任者、業務担当（責任者）は出席のこと。

(4) 受託候補者との協議

決定された受託候補者と本業務について協議を行うものとし、協議が整った場合は、随意契約の方法により契約を締結する。契約の締結に至らなかった場合は、本プロポーザルの次点者を新たな受託候補者として、協議を行う。

(5) 契約の締結

令和7年7月下旬の契約締結を予定している。なお、契約金額が500万円以上となる場合は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納めなければならない（原

則として履行保証保険へ加入することとし、これをもって保証金の納付に代える)。

5. 提出書類

- | | |
|---|------|
| (1) 参加申込書 (様式第 1 号) | 1 部 |
| (2) 誓約書 (様式第 2 号) | 10 部 |
| (3) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書 | 10 部 |
| (4) 会社概要 (様式任意) | 10 部 |
| (5) 過去 6 年間の業務実績 (様式第 3 号)、業務実績表 (様式任意) | 10 部 |
| (6) 本業務の実施体制 (様式第 4 号) | 10 部 |
| (7) 企画提案書 (様式任意) | 10 部 |

A 4 判 (A 3 判の折込みも可) とし、A 4 サイズにまとめて提出できるようにすること。縦横は問わないが横書きとする。

- ① 表紙に「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画 (第 10 期) 策定業務提案書」及び「会社名」を明記すること。
- ② 提案書は、「アンケート調査業務」と「計画策定業務」に分けて作成すること。
- ③ アンケート調査や計画策定までに示された国指針等が本市想定を上回った場合は、国指針等を優先する内容であること。
- ④ 国の指針を参考とし、アンケート調査や計画策定の際に他に提案できる項目等について、その意図やメリット等を含め記載すること。
- ⑤ 個人情報の取扱について記載すること。
- ⑥ 提案書には以下の事項を記載すること。

〈アンケート調査〉

- ・ アンケート調査にあたっての基本的な考え方、提案の視点
- ・ 業務内容、提案内容
- ・ アンケート調査の手順、実施方法
- ・ スケジュール
- ・ 高砂市が協力する事項
- ・ その他特記事項

〈計画策定業務〉

- ・ 計画策定業務にあたっての基本的な考え方
- ・ 現状把握作業 (現状施策の進捗状況把握、地域の特性等の把握、アンケート調査結果からの課題の把握)
- ・ 計画のプランニング作業 (計画素案の構成と内容)
- ・ 各種会議の意見取りまとめ及び運営補助 (資料・会議録の作成)
※庁内委員会・策定委員会を各 5 回程度開催予定であるが、進捗状況により増加することも想定しておくこと。
※会議で発せられた質問の内容によっては会議中に意見を求める場合がある。
- ・ パブリックコメントの実施支援 (資料の作成、意見整理、必要に応じた計画への意見反映を行うこと)
- ・ 計画書 (素案・完成版・概要版) の作成及び印刷製本

(8) 見積書及び内訳書(様式任意) 正本1部、副本9部

- ① 積算根拠を明らかにすること。
- ② 見積書には人件費、物件費その他の諸経費を含む。
- ③ 見積書には社印及び代表者印を押印すること。

(9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの認定、もしくは同等の第三者評価を受けた法人であることを証する書類の写し 10部

6. 業務内容

別紙仕様書のとおり

7. 質疑応答について

実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合には、質疑書(様式第5号)により以下の期日までにメールにて提出するものとする。(メールのタイトルは「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画(第10期)策定業務に関する質疑について」とすること。)

なお、回答に関しては、質問者に対しメールで回答を行うほか、市ホームページに公開する。

質疑提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時までに質疑

回答書配付期限 令和7年5月27日(火)午後5時までに回答

8. 結果通知

選考結果については、後日参加者全員に通知する。

9. その他

- (1) 受託者選定における会議は非公開とし、会議内容、評価内容についても公表しない。
- (2) 提出書類のうち、申請者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外については、公表する場合がある。
- (3) 本プロポーザル実施に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

〔提出先・問合せ先〕

高砂市市民部保険年金室介護保険課

担当者：國重

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-433-9063

FAX：079-444-2304

E-mail：tact2500@city.takasago.lg.jp